

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁創業・新事業促進室）

項 目 名	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長													
税 目	登録免許税 租税特別措置法第 80 条第 3 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 3 第 6 項													
要 望 の 内 容	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。													
	(1) 対象者													
	創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において、特定創業支援等事業の支援を受けた創業前の個人及び創業後 5 年未満の個人													
	(2) 軽減措置													
	①事業を営んでいない個人が株式会社、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置													
	②創業 5 年未満の創業者が株式会社、合同会社の設立に要する登録免許税の軽減措置													
	<table><tr><td>租税特別措置法 第 80 条第 3 項</td><td>措置の内容</td><td>通常の 税率・額</td><td>強化法の特例</td></tr><tr><td>1 号</td><td>株式会社の 設立</td><td>0.7%</td><td>0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)</td></tr><tr><td>2 号</td><td>合同会社の 設立</td><td>0.7%</td><td>0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)</td></tr></table>			租税特別措置法 第 80 条第 3 項	措置の内容	通常の 税率・額	強化法の特例	1 号	株式会社の 設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)	2 号	合同会社の 設立	0.7%
租税特別措置法 第 80 条第 3 項	措置の内容	通常の 税率・額	強化法の特例											
1 号	株式会社の 設立	0.7%	0.35% (当該金額が 7.5 万円に満たない場合は 1 件につき 7.5 万円)											
2 号	合同会社の 設立	0.7%	0.35% (当該金額が 3 万円に満たない場合は 1 件につき 3 万円)											
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)		— 百万円 (▲306.6 百万円) (— 百万円)											

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 人口減少や労働供給制約が進む中、地域経済の持続的な成長を実現するためには、新たな事業や雇用を生み出す創業を促進することが重要であるが、特に地方においては大都市圏と比較して開業率が低く、地域経済の活性化につなげていない。さらに、地域経済の活性化に向けては、創業数を増やす（「量」の追求）だけでなく、創業後の事業拡大や雇用創出につながる「質」の高い創業を促進することが重要である。 (2) 施策の必要性 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画は、地域における創業を促進するため、潜在的創業希望者を掘り起こして創業を促すだけでなく、地域内に創業者のロールモデルを創出することで次の新たな創業者を生み出していく好循環の構築も目的とするものであり、そのためには、単なる創業だけでなく、創業した事業の成長を促していくことが重要である。 この点、法人形態は、個人事業主と比較して、信用力や資金調達、人材確保等の面で事業拡大に活用し得る特徴を有していることから、成長意欲を有する創業者が事業拡大を図る上で法人化は有効な手段である。また、事業に必要な許認可等の前提として法人格を求められることもある。 このため、地域における雇用の創出、地域課題の解決、地域における次の創業を促進する好循環の構築及び地域経済の活性化に向けて、創業支援等事業計画に基づく創業支援を受けた者に対し、法人設立時の登録免許税を軽減することにより、創業初期の資金負担を軽減し、成長意欲を有する創業者の法人化を後押し、法人化による創業後の経営の安定やより一層の成長につなげていく必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1039 549 1240"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="549 1039 1503 1240"> 7. 中小企業及び地域経済の発展 </td></tr> <tr> <td data-bbox="341 1240 549 2040"> 合理性 政策の達成目標 </td><td data-bbox="549 1240 1503 2040"> ・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」（令和 8 年 6 月 24 日公表） 3. 成長支援・生産性向上 ⑤創業政策の抜本的強化 創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和 8 年 3 月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展	合理性 政策の達成目標	・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」（令和 8 年 6 月 24 日公表） 3. 成長支援・生産性向上 ⑤創業政策の抜本的強化 創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和 8 年 3 月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展				
合理性 政策の達成目標	・雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す。 ・あわせて、創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。 ○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」（令和 8 年 6 月 24 日公表） 3. 成長支援・生産性向上 ⑤創業政策の抜本的強化 創業政策を、従来の創業時における支援を通じた創業者数の増加を目指すための政策に留まらず、創業期（創業時～5 年程度を想定）に特有の課題にも対応し、創業の促進に加え、創業後の成長や地域経済・社会における価値の確立を目指す政策として位置づける。 ○第 44 回中小企業政策審議会「中小企業政策の新たな KPI の設定について」（令和 8 年 3 月 27 日開催） 《KPI》雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10 万者/年を達成することを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。				

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	・令和12年度末までに雇用保険事業統計に基づく創業者数について、9.5万者/年を達成することを目指す。 ・創業の「量」の拡大に加え、創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業を促進することを目指す。
		政策目標の達成状況	・創業者数（新規雇用保険関係適用事業所数*） 令和6年度 89,215件 令和5年度 92,601件 令和4年度 91,397件 令和3年度 101,485件 令和2年度 116,305件 令和元年度 95,846件 平成30年度 98,508件 平成29年度 121,363件 平成28年度 119,780件 平成27年度 109,202件 平成26年度 101,151件 （出典：厚生労働省資料 雇用保険事業年報） *適用事業所数：※労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいい（厚生労働省「雇用保険事業月報・年報 用語の解説」）、従業員がいて雇用保険の適用を受けている個人事業所を含む。
有効性		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用事業者数） 令和7年度 3,431 令和8年度 4,128
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	創業期における大きな課題として資金面が挙げられている。一般的に、創業者は信用力も低く資金調達が困難なケースが多い。株式会社等設立時の登録免許税の軽減措置を講じることで創業期の資金負担を低減させ、成長意欲の高い創業者による法人形態での創業又は創業後の法人化を促進する。また、予算措置、金融措置等による創業支援を合わせて講じることで、創業及び創業後の事業の成長を促進する。 さらに、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与する。
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○創業支援等事業計画機能強化事業（中小機構運営費交付金） ○地域創業等支援事業（中小機構運営費交付金） ○地域中小企業普及啓発事業（中小機構運営費交付金） ○中小企業生産性革命推進事業（小規模事業者持続化補助金（創業型））

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算事業は、それぞれ、将来的に創業者となる人材を輩出するため、教育現場での起業家教育を推進する事業及び創業支援等事業計画の認定自治体における創業支援の質の向上等を図る事業、成長を目指す企業をアクセラレーションする事業、創業機運を醸成する普及啓発事業及び創業後の事業者の販路開拓支援を行う事業であり、本措置や金融措置等を含め、一体となって政策目標の達成を目指すものである。
		要望の措置の妥当性	本措置を通じて創業支援等事業計画による支援を受けた創業者の法人設立時の資金負担を軽減することにより、創業を促進するとともに、成長意欲の高い創業者による法人形態での創業又は創業後の法人化を促進するもの。 これにより、創業者数の増加に直接寄与するのみならず、創業後の事業拡大や雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業の促進することで、こうした創業者が地域におけるロールモデルとなり、創業機運の醸成や創業への挑戦を後押しする環境を形成し、次の創業者の創出にも寄与することが期待される。 さらに、雇用の増加に伴う所得税収の増加や、収益を上げる企業の増加に伴う法人税収の増加が図られることから、中長期的には税収基盤の拡大にも寄与することが見込まれることから、本措置は妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和5年度 3,109 件 令和6年度 3,350 件 （出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額） 令和7年度 3,431 件 （出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和8年7月時点） 【減収額】 令和5年度 204.7 百万円 令和6年度 220.0 百万円 （出典：法務省資料 第3表 条項別 租税特別措置法による登録免許税の軽減件数及び納付額） 令和7年度 225.3 百万円 （出典：経済産業省調べ 法務省報告から算出 令和8年7月時点）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本措置は、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画に位置づけている「特定創業支援等事業」を受けた者を対象として、創業支援等事業計画による知識習得や伴走支援とあわせて創業初期の資金負担を軽減することにより、成長意欲を有する創業者の法人化を促進し、創業後の事業継続や事業拡大、雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業を後押しするものである。 特定創業支援等事業を利用した者を対象にアンケート調査を実施したところ、法人設立・登記費用を含む創業費用が100万円を超える者は50.6%が、50万円以上100万円未満の者は55.8%が、50万円未満の者は60.6%が、本措置が創業する決断を後押ししたと回答し、本措置の寄与度は創業費用の額が小さい者ほど大きくなっていることから、我が国の産業の競争力強化及び地域経済の活性化に資する措置として妥当である。
	前回要望時の達成目標	・開業率が米国・英国レベルの10%台になることを目指す。 『成長戦略フォローアップ2020』（令和2年7月17日閣議決定） 《KPI》開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時(令和6年度)以降の開業率は以下のとおりである。 令和6年度 3.8% (出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報より経済産業省で試算) 創業政策のKPIについて、開業率を米英レベルである10%台とする目標は、分子となる新規の創業者数だけでなく、分母となる総事業者数に左右され、これらの数は、創業政策のみならず、教育、社会保障、雇用慣行等を含む社会構造全体に左右される。実際、令和6年度の開業率数は令和5年度の92,601件から、89,215件に減少している。 地域経済の活性化に向けて、創業数を増やす(「量」の追求)だけでなく、創業後の事業拡大や雇用創出につながる「質」の高い創業を促進するという目的を踏まえると、現行の達成目標である開業率は分母となる総事業者数の動向にも影響を受けることから、政策効果をよりの確に把握する観点から、「創業者数の増加」を新たな達成目標として設定することとした。 具体的には、足元の創業者数の減少傾向を食い止めつつ、過去5年間で最も水準の高い2021年の創業者数である年間10万者まで増加させることを目指す。なお、開業率については、引き続きモニタリングを行う。 なお、創業時には、登録免許税や定款認証費用等の開業手続資金に加え、事務所・機械装置に係る設備資金、商品仕入や販路開拓等に係る運転資金等が必要となり、本措置により法人設立時の資金負担は軽減できているものの、こうした創業時の資金面の負担が創業の障壁の一因にもなっていることから、本税制措置に加え、予算措置や政策金融も含め、創業時の資金面の課題に一体的に取り組む必要がある。

これまでの 要望経緯	平成26年度 創設 平成28年度 拡充 (地域の創業の好循環効果を生み出す観点から、対象者に創業後5年未満の者を追加、合同会社、合資会社、合名会社の設立を追加) 平成30年度 2年間延長 令和2年度 2年間延長 令和4年度 2年間延長 令和6年度 3年間延長・縮減 (これまでの活用実績に伴い、合資会社、合名会社の設立を対象から削除)
-----------------------	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置

○前回要望時以降の開業率は上述のとおり、令和6年度で3.8%となっており、目標と掲げている10%台には届いていない。開業率の分子となる創業者数の数が直近5年は減少傾向になっていることも要因の一つと考えている。

創業者数(新規雇用保険関係適用事業所数*)

令和6年度 89,215 件

令和5年度 92,601 件

令和4年度 91,397 件

令和3年度 101,485 件

令和2年度 116,305 件

(出典:厚生労働省資料 雇用保険事業年報)

※適用事業所数:労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業所数をいい。(厚生労働省「雇用保険事業月報・年報用語の解説」)、従業員がいて雇用保険の適用を受けている個人事業所を含む。

○そこで、今回の要望に当たっては政策の達成目標を、総事業者数の影響を排除する「雇用保険事業統計に基づく創業者数について、10万者/年を達成することを目指す」ことに改めた。また、人口減少や労働供給制約が進む中、地域経済の持続的な成長の実現には新たな需要や雇用を生み出す創業の促進が重要であるため、達成目標に「創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業の促進」を追加した。

○法人形態は、個人事業主と比較して、信用力や資金調達、人材確保等の面で有利であったり、事業に必要な許認可等の前提として法人格を求められることもある。法人化による創業後の経営の安定や事業の一層の成長につなげ、地域経済の活性化や地域課題の解決につなげていくため、法人設立時の登録免許税の軽減により創業初期の資金負担を軽減し、成長意欲を有する創業者の法人化を後押ししていくことが重要である。

○実際、特定創業支援等事業を受けた者にアンケートを取ったところ、法人設立・登記費用を含む創業費用が100万円を超える者は50.8%が、50万円以上100万円未満の者は55.8%が、50万円未満の者は60.6%が、本措置が創業する決断を後押ししたと回答し、本措置の寄与度は創業費用の額が小さい者ほど大きくなっている。

○このように、本措置は創業を促進する効果を一定程度有していることから、引き続き、成長意欲を有する創業者の法人化を促進するため、創業期の資金負担を軽減する本措置の3年の継続要望を行うものである。

○そのうえで、今回新たに設けた政策の達成目標である「創業後の事業成長や雇用創出につながる成長性の高い創業の促進」に関しては、創業初期における様々な課題に対して本措置以外の措置も併せて実施していくことで、その達成を目指す。具体的には、小規模事業者持続化補助金〈創業型〉や日本政策金融公庫による創業関連融資等により、創業前後の各段階における資金面の課題に対応する。また、本措置の前提として、認定創業支援等事業計画における特定創業支援等事業の支援を受ける必要があるところ、創業後の事業継続や事業拡大、雇用創出につながる成長性・継続性の高い創業となるよう、従来の創業者の知識習得や伴走支援に加え、特定創業支援等事業の実施内容の充実を図っていく。加えて、証明書の発行を受けた事業者の事業成長過程を継続的にフォローアップすることで、本措置の効果の更に精緻な検証や創業後の事業成長及び創業の更なる促進に必要な施策の検討につなげていく。